

鳥取県営湖山艇庫自動販売機設置事業者募集要項

令和7年2月

鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課

1 目的

この要項は、鳥取県営湖山艇庫の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水の販売を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

2 提出書類の内容

本件公募に参加しようとする事業者は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」及び別紙2「貸付条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

(1) 提案書

ア 提案書（様式第1号）

イ 貸付範囲示す図面

設置場所における、次の設置機器等の投影面積の分かる図面

設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）

(2) 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

(3) 県内の営業所等の一覧表

(4) 県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績が確認できる書類

(5) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(6) 納税証明書

提案書の提出日前3月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

(7) 提案書の「5 社会貢献」に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類

(8) 上記提出書類のうち、該当のないものについての申立書（様式第2号）

3 鳥取県営湖山艇庫自動販売機設置事業者選定審査会等

(1) 審査委員は次のとおり

スポーツ課長、体育保健課長

(2) 公告の日から、自動販売機設置事業者の選定審査が終了する日までに審査委員に働きかけ等を行った者については、失格とする。

(3) 有効な提案書の提出を行った者が1者のみである場合、審査会は開催しない。

4 その他留意事項

(1) 提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 書類提出後の問合せには応じない。

(4) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。

(5) 提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(6) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(7) 販売数量等の実績及び設置位置並びに設置の現況は、添付資料を参照すること。

自動販売機設置事業者募集に係る条件等

1 概要

(1) 設置する自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（清涼飲料水は缶、紙パック等密閉容器のものに限る。）

(2) 設置場所及び最大貸付面積等

番号	設置場所	台数	最大貸付面積	備考
1	県営湖山艇庫	1台	幅 2.00m×奥行 1.10m	屋外設置

(3) 利用対象者

艇庫利用者、県及び競技団体等の職員等

2 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

3 貸付面積

(1) 設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）の投影面積とする。（別添参照）

(2) 貸付面積は、自動販売機設置事業者選定後に協議し、決定する。

4 貸付料等

(1) 貸付料

ア 貸付料は、貸付面積に応じて算定するものとする。

イ 貸付料は、公有財産事務取扱要領（平成 2 1 年 7 月 2 4 日付第 2 0 0 9 0 0 0 6 2 4 8 2 号総務部長通知）に基づき、算定した金額によるものとする。

ウ 貸付料年額の算定方法は、別添「貸付料年額の算定方法」による。

(2) 取扱手数料

取扱手数料は、売上額に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(3) 光熱水費

自動販売機の運転に必要な光熱水費が必要となる。

(4) 貸付料等の納付

貸付料、取扱手数料及び光熱水費は、県の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。

(5) 遅延利息

貸付料を滞納したときは、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 3 9 年鳥取県規則第 2 7 号）第 2 1 条第 2 項の規定により、遅延利息を納付しなければならない。

(6) 報告

事業者は、販売数量及び売上額を貸付期間開始後、1 月ごとに取りまとめ、鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長に翌月の 1 5 日までに報告しなければならない。

(7) 販売内容

県は、必要に応じて清涼飲料水の種類及び販売金額等の販売内容を指示できるものとする。指示を受けた事業者は、その指示に合理的な理由がない場合を除き、その指示に応じるよう努めること。

貸付条件

1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日に自動販売機を設置すること。

2 県有財産への出入り

自動販売機への清涼飲料水の補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、事業者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、設置場所で出入りする場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。

3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用
- (2) 電気料金を算定するための子メーターを設置する費用
子メーターは計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限り。
- (3) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等
- (4) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

4 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

5 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

6 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、県又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

7 改善の要求

県は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 自動販売機の管理等が不相当であるとき。
- (2) 販売する清涼飲料水の種類が不相当であるとき。

8 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）、庁舎管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。

9 容認事項

- (1) 県は、艇庫施設管理のため年 1 回程度の停電作業を行う。
- (2) 県が艇庫施設等施設管理のため、自動販売機の移動等を事業者に依頼することがある。

10 権利譲渡等の禁止

事業者は、県の書面による承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。